

福井県学校保健会会則

第1章 総則

- 第1条（名称） 本会は福井県学校保健会と称する。
第2条（事務所） 本会の事務局は、福井県教育庁保健体育課に置く。

第2章 目的及び事業

- 第3条（目的） 本会は学校保健の研究と普及および発展をはかり、本県児童生徒の健康増進をはかることを目的とする。
第4条（事業） 本会は前条の目的を達成するためつぎの事業を行う。
1 学校保健に関する事業の企画および実践
2 学校保健に関する調査および研究
3 学校保健関係者の指導および研修
4 学校保健に特に功労のある者の表彰
5 その他、本会の目的達成に必要な事業

第3章 組織

- 第5条（組織） 本会は次の各号に掲げる個人及び団体をもって組織する。
1 学校医、学校歯科医、学校薬剤師
2 県内小・中・高等学校・特別支援学校教職員
3 本会の趣旨に賛同するもの
第6条（分会） 本会には分会をおき、各ブロックの事務を執り行う。
なお、分会は付則1のとおりとする。
第7条（専門部） 次の専門部を置く
1 保健研究部—保健に関する研究調査を行う。
2 保健事業部—保健に関する事業を行う。

第4章 役職員

- 第8条（役員） 本会の次の役員を置く。
1 会長 1名
2 副会長 6名
3 理事長 1名
4 理事 若干名
5 監事 2名
6 幹事 若干名
第9条（会長） 会長は県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会の代表の中から選考委員会において推薦し理事会が承認する。
会長は本会を代表し会務を統括し理事会の議長となる。
第10条（副会長） 副会長は県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県小教研保健部会、県中教研保健部会、県高教研保健部会より各1名を推薦し、理事会が承認する。
副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときは会長の職務を代行する。
第11条（理事長） 理事長は会長が推薦し、理事会が承認する。
理事長は理事会の決議にもとづき会務を管理する。
理事長は会長、副会長が事故あるときはその職務を代行する。
第12条（理事） 理事は各分会長、県養護教諭部会小・中・高等学校代表、保健主事小・中・高等学校代表を会長が委嘱する。
県小・中学校長会より選ばれた代表を会長が委嘱する。

- 第13条（監事） 監事は理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
本会の会計の監査を行う。
- 第14条（幹事） 幹事は理事会の同意を得て、会長が委嘱する。
幹事は会務に参加し、指導・助言する。
- 第15条（任務） 役員の任期は2年とし、再選をさまたげない。
但し、教職員は1年とし、再選をさまたげない。
- 第16条（事務局員） 本会の事務処理のため事務局に必要な職員を置く。
- 第17条（顧問、参与） 本会に顧問および参与を若干名置くことができる。
顧問参与は会長が委嘱する。

第5章 会議

- 第18条（会議） 会議は役員会、理事会、総会とし、会長が招集する。議事は出席者の過半数をもって決する。必要に応じて会議を開催することができる。
- 第19条（役員会） 役員会は会長、副会長、理事長をもって構成し次のことを立案する。
 - 1 事業計画および執務に関する事項
 - 2 予算、決算に関する事項
 - 3 会則の改廃に関する事項
 - 4 その他会長が必要と認めた事項
- 第20条（理事会） 理事会は会長、副会長、理事長、理事、監事、幹事によって構成し、次の事項を審議する。
 - 1 役員会において立案した事項
 - 2 その他重要事項
- 第21条（総会） 総会は6月に開く。但し、必要のあるときは臨時総会を開くことができる。
 - 1 新役員の報告をする。
 - 2 事業、会計の報告をする。
 - 3 予算案、事業案の報告をする。
 - 4 功労賞の表彰をする。
 - 5 その他理事会で審議された事項の報告をする。
- 第22条（選考委員会） 選考委員会は副会長をもって構成し、役員の選出にあたる。

第6章 会計

- 第23条（経費） 本会の経費は、負担金その他の収入をもってあてる。
- 第24条（会計年度） 本会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。

付則

- 1 第6条に掲げる分会は、次の通りとする
福井、敦賀、越前市、小浜、大野、勝山、鯖江、吉田、あわら・坂井、池田
丹生、南条、若狭、美浜、大飯、高校
- 2 この規約は平成2年6月19日から実施する。
この規約は平成4年6月24日に一部改正する。
この規約は平成5年6月24日に一部改正する。
この規約は平成14年6月13日に一部改正する。
この規約は平成24年2月23日に一部改正する。